土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり告示する。

平成 29 年 6月 2日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 要措置区域

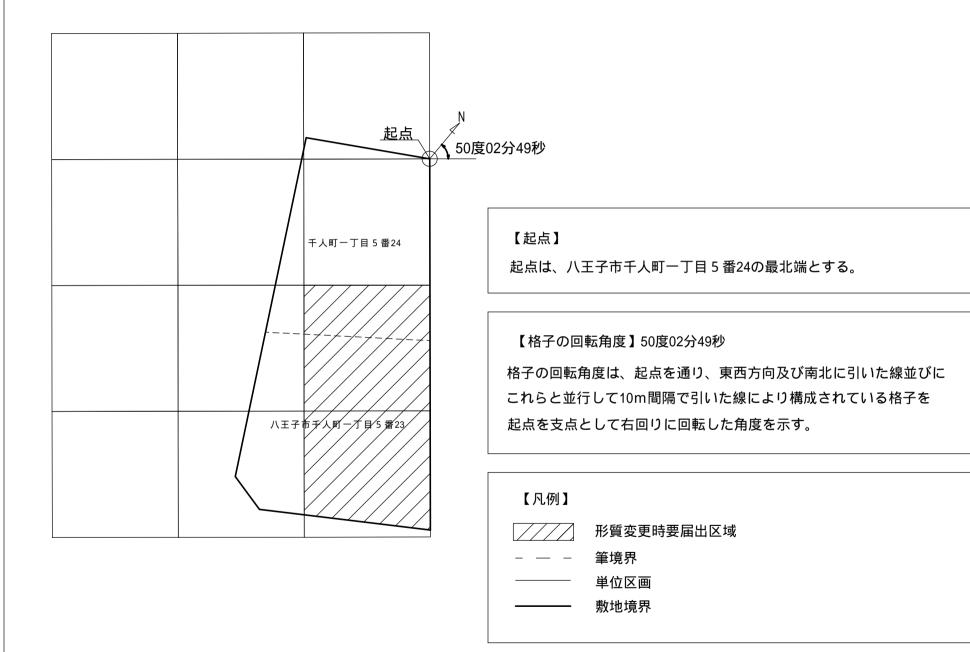
別図のとおり(八王子市千人町一丁目5番23、24の各一部)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下、「規則」という。)第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 3 規則第31条第1項の基準に適合していない要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定
- 4 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 5 規則第31条第2項の基準に適合していない要措置区域において講ずべき指示措置 土壌入換え

<問合せ先> 環境部環境保全課



土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定に基づき、平成29年八王子市告示第215号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成 31 年 2 月 15 日

八王子市長 石森 孝志

記

1 一部の指定を解除する区域

別図のとおり(八王子市千人町一丁目5番23、24の各一部)

2 土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号) 第 31 条第 2 項の基準に適合していな い特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

舗装

<問合せ先> 環境部環境保全課

